

補助額一覧表（予定）

区分	補助基準額	補助対象経費
放課後児童健全育成事業（特定分）	1 放課後児童健全育成事業	学童運営事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
	①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合	
	（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 4,615,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×30,000円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 6,939,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×27,000円 (5)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,939,000円	
	イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×28,000円 （1日8時間以上開所する場合）	
	ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円 (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×324,000円	
	②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員1名、補助員1名を配置した場合 （1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,794,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×30,000円 (4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 5,117,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×27,000円 (5)構成する児童の数が36～45人の支援の単位	

	5,117,000円 -	
	イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数-250日）×21,000円 （1日8時間以上開所する場合）	
	エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 449,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000円	
	③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合	
	(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円 - (19人-支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,301,000円 - (36人-支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,301,000円	
	イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数-250日）×17,000円 （1日8時間以上開所する場合）	

	<p>ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(7) 平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円</p> <p>(4) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000 円</p>	
	<p>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則 2 名以上配置した場合</p>	
	<p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(7) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p>1,993,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× 32,000円</p> <p>(4) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p>4,623,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× 29,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位</p> <p>4,623,000円</p>	
	<p>イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>（年間開所日数－250日） × 20,000円</p> <p>（1 日 8 時間以上開所する場合）</p>	
	<p>ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(7) 平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 376,000円</p> <p>(4) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 169,000 円</p>	
	<p>⑤設備運営基準に基づく補助員を 1 名のみ配置した場合</p>	
	<p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>(7) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p>1,868,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× 30,000円</p> <p>(4) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p>3,681,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× 28,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位</p> <p>3,681,000円</p>	

	<p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×16,000円 （1日8時間以上開所する場合）</p>	
	<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 201,000円 (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 91,000円</p>	
	<p>⑥「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号子ども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の11（3）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1支援の単位当たり年額） 747,000円</p>	
	<p>2 放課後子ども環境整備事業 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）を含まない場合 12,000,000円</p>	放課後こども環境整備事業の実施に必要な経費
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） （1）障害児受入推進事業 2,232,000円 （2）放課後児童クラブ運営支援事業 賃借料補助 3,374,000円 （3）放課後児童クラブ送迎支援事業 市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 581,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（一般分）	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業 （1）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,829,000円</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当、（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）共済費（社会保険料）、賃金、委託料及

		び補助金)
	4 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 1 支援の単位当たり年額 1,568,000円	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業(その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額 (1) ~ (3) の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000円 (3) (2) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費